

タイ・国際ビジネスセンター (IBC)

INTERNATIONAL BUSINESS CENTER



GATEWAY

to the Market of
ASEAN and Asia



アセアン・アジア市場への理想的なゲートウェイ

2015 年末に AEC（アセアン経済共同体）が発足し、域内の関税・非関税障壁は撤廃され、アセアンはひとつの自由貿易圏として経済統合を果たすことが期待されています。タイはこの広域経済圏の中心に位置する地理的優位性に加え、これまで培われた高い生産能力と優れた人的資源があり、今後、AECにおいてタイが極めて重要な役割を果たすことはもちろん、アジアや世界市場への理想的なゲートウェイとなることでしょう。

IBCで高まる統括拠点としての魅力

道路・鉄道・海上・空路といった交通インフラやインターネットなどの通信インフラは、既に十分に整備されていますが、政府による更なる継続的な開発投資が続いています。また、次世代のIoT産業を支える「デジタルパーク」など、R&D 拠点の開発も国家プロジェクトとして進められています。タイ政府は2018 年末に、新たな投資戦略として国際ビジネスセンター（IBC）を策定しました。地域統括、研究開発、調達、国際貿易、金融サービスといった統括業務の拠点として、タイは単なる立地条件を超えた戦略的な優位性を持つ投資先となっています。

国際ビジネスセンター (IBC)とは？

国際ビジネスセンター（IBC）とは、従来の国際統括本部（IHQ）および国際貿易センター（ITC）に代わって策定された新たな投資奨励策です。IBCの事業体はタイの法律の下で設立された企業で、国内外の関連会社に様々なサービスを提供することを目的としています。管理、財務、調達、研究開発、技術サポート、金融アドバイザー、国際貿易など、多くの地域統括事業に対応しています。検討する企業は上記事業に加え、BOIに対しては外資単独による株式保有、土地所有の恩典を、歳入局に対しては法人税・源泉税などの免除・減免恩典をそれぞれ申請することができます。

IHQ・ITC企業：旧制度下のIHQやITCで既に恩典を受領している場合、承認された期間が満了するまで税務恩典を受けることが可能です。



WHAT'S International Business Center



NON-TAX INCENTIVES

by BOI

BOIによる恩典

- 外国人による 100% の株式保有許可
- 土地所有の許可
- 機械類に対する輸入関税の免除
(研究開発および訓練活動目的のみ)
- 投資奨励業種に従事する熟練労働者
および専門技術者の入国許可

(注) 旧制度で認められていた輸出用生産に使用される
原材料の輸入関税の免除は対象外となります。



BOIによる恩典の 申請要件

事業内容

- ① 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
- ② 原材料および部品の調達
- ③ 製品の研究開発
- ④ 技術支援
- ⑤ マーケティングおよび販売促進
- ⑥ 人事管理、トレーニング
- ⑦ 財務に関するアドバイス
- ⑧ 経済と投資の分析および研究
- ⑨ ローン管理・コントロール
- ⑩ 財務センター (Treasury Center) の財務管理サービス
- ⑪ 国際貿易事業
- ⑫ 歳入局が規定したその他の支援サービス

払込資本金

1,000 万バーツ以上

従業員

IBC の業務に従事する従業員が 10 名以上
(財務センター (Treasury Center) の財務管理サービスの
みを提供する場合は業務に従事する従業員が 5 名以上)

〔⑩ 財務センター (Treasury Center) の財務管理サービス〕とは、次の事項の財務管理サービスを提供することを意味します。

- (1) 為替管理法により許可されている財務管理センターにおける財務管理
- (2) 為替管理法により許可されている財務管理センターにおけるタイバーツの借り入れ及び貸し付け

〔⑪ 国際貿易事業〕とは、国際的な売買または売買された製品へのサービス提供を意味します。

売買された製品へのサービス提供とは以下の通りです。

- (1) 製品の調達
- (2) 配達待機中の製品の保管
- (3) 包装および梱包
- (4) 製品の配送
- (5) 製品保険
- (6) アドバイスや技術サービス、製品に関するトレーニング
- (7) 事務局長が発表するその他のサービス

(注) 事業内容を「⑪ 国際貿易事業」で申請する場合、当該事業に加え、①から⑩に規定されるサービスのうち、少なくとも 1 つを提供しなければならない。

TAX INCENTIVES

by Revenue Department

歳入局による恩典

法人所得税 (国内外の関連会社からのサービス収入)

タイ国内に支払われる経費支出	軽減税率
6,000 万以上バーツ／年	8%
3 億バーツ以上／年	5%
6 億バーツ以上／年	3%

法人所得税 (国内外の関連会社からの受取配当金)

免税

源泉徴収税

免税 (国外の関連会社に支払う借入利息)

個人所得税

一律 15% (IBC の業務に従事する外国人従業員)

利益送金税

免税 (海外の企業株主への配当金支払)

特定事業税

免税 (国内外の関連企業の財務管理からの収益)

(注) 歳入局長による許可日の翌日から 15 会計年度。

歳入局による恩典の 申請要件

払込資本金

1,000 万バーツ以上

経費

IBC の業務に必要な経費として、
タイ国内で年間 6,000 万バーツ以上支出すること

従業員

IBC の業務に従事する従業員が 10 名以上
(財務センター (Treasury Center) の財務管理サービスの
みを提供する場合は業務に従事する従業員が 5 名以上)



KEY FIGURES of Thailand

輸出および貿易協定

タイは AEC (アセアン経済共同体)をはじめ、多くの国との FTA (自由貿易協定)を締結しています。日本や中国といった東アジア、南西アジアのインド、豪州やニュージーランドといったオセアニア、ペルーやチリといった南米などとは既に協定発行済みです。

● タイの FTA 発効状況と輸出構成比 (2017年)

FTA	輸出構成比(%)
アセアン(AEC)	25.2
日本(アセアン、二国間)	9.4
中国(アセアン)	12.4
韓国(アセアン)	2.0
インド(アセアン)	2.7
豪州(アセアン、二国間)	4.4
ニュージーランド(アセアン、二国間)	0.7
ペルー(二国間)	0.1
チリ(二国間)	0.3
合計	56.9

出所：Department of Trade Negotiations、タイ商務省
(注) RCEP と交渉中。

● タイの輸出額推移 (US ドル)



出所：タイ中央銀行

国際ビジネス環境ランキング

タイ政府は地場企業と外国企業に対し、ビジネスプロセスを円滑化することを公約に掲げています。国際的なビジネス環境ランキングでは、年々順位を上げています。

事業の容易性

Ease of Doing Business Index 2019

アセアン域内 **3**位
世界 **27**位

出所：世界銀行

デジタル競争力

World Digital Competitiveness Ranking 2018

アセアン域内 **3**位
世界 **39**位

出所：IMD

物流

Logistics Performance Index Ranking 2018

アセアン域内 **2**位
世界 **32**位

出所：世界銀行

主要輸出品目 (2017年)

順位	品目	比率
1	自動車・同部品	11.5%
2	コンピューター・同部品	7.9%
3	宝石・宝飾品	4.8%
4	ゴム製品	4.3%
5	プラスチック	4.1%

順位	品目	比率
6	精製油	3.6%
7	化学品	3.6%
8	電子集積回路	3.3%
9	機械・同部品	3.2%
10	鉄鋼・同製品	2.5%

出所：タイ商務省

駐在員の生活環境

HSBC による駐在員の生活環境調査で、タイは多くの指標で上位にランクされています。



出所：HSBC Expat Explorer Survey 2018

日本人コミュニティ

タイは世界で4番目に在留邦人が多く、東南アジアでは2位のシンガポールの2倍にあたる約7.2万人が居住しています。日本人学校はバンコクとシラチャの2校体制で、約3,100人の生徒が学んでいます。日本食レストランは国内3,000店。日系のスーパーでは日本と遜色無い品揃えです。

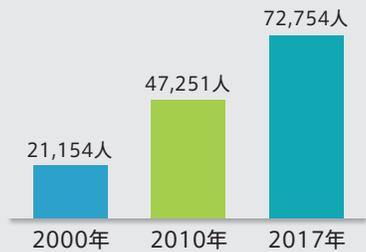


出所：外務省「海外在留邦人数調査統計」、泰日協会学校

タイの日本食レストラン数 約3,000店

出所：ジェトロ「2018年度タイ国日本食レストラン店舗数調査」

●タイの在留邦人数推移



出所：外務省「海外在留邦人数調査統計 (2017年)」

お問い合わせ(タイ国内)

■タイ投資委員会事務局

The Office of the Board of Investment (BOI)

IBCに関する一般お問い合わせ、および投資奨励の恩典または申請手続き

連絡先: 555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak, Bangkok 10900

TEL: +66 (0) 2553-8111 Fax: +66 (0) 2553-8315

Email: head@boi.go.th, Website: www.boi.go.th

■歳入局 (財務省)

The Revenue Department, Ministry of Finance

IBCの税制優遇措置

連絡先: Division of Tax Policy and Planning

TEL: +66(0) 2272 8033

E-mail: taxpolicy@rd.go.th. Website: www.rd.go.th

■事業開発局 (商務省)

The Department of Business Development, Ministry of Commerce

会社登記、外国人事業許可証・証明書

連絡先: Division of Foreign Business Administration

TEL: +66(0) 2547 4425-6

Email: foriegn@dbd.go.th. Website: www.dbd.go.th

■タイ中央銀行

The Bank of Thailand

財務センターに関する諸規則

連絡先: Foreign Exchange Administration and Policy Department

TEL: +66(0) 2356 7799

Email: license-nb@bot.or.th. Website: www.bot.or.th

お問い合わせ(日本国内)

■タイ BOI 東京事務所

東京都港区赤坂 2-11-3

福田ビルウエスト8階

TEL: 03-3582-1806

■タイ BOI 大阪事務所

大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16

バンコク銀行ビル7F

TEL: 06-6271-1395

